

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(商工組合中央金庫におけるバンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置)

第二条 商工組合中央金庫は、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前においても、この告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(以下「新商中告示」という。)第十一条の十四及び第二十二條の十四の規定の例により、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出を行うことができる。この場合において、当該届出は適用日において第十一条の十四及び第二十二條の十四の規定によりされたものとみなす。

(商工組合中央金庫における標準的方式を用いるトレーディング・デスクの届出

に関する経過措置)

第三条 前条の規定は、標準的方式（新商中告示第一条第十号の四に規定する標準的方式をいう。以下この条において同じ。）を用いるトレーディングに関する届出について準用する。この場合において、前条中「第十一条の十四及び第二十二條の十四」とあるのは「第二百五十四條の七」と、「バンキング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式を用いるトレーディング・デスク」と読み替えるものとする。

（商工組合中央金庫における内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの承認申請に関する経過措置）

第四条 商工組合中央金庫は、適用日前においても、新商中告示第二百五十四條の四の規定の例により、内部モデル方式（新商中告示第一条第十号の二に規定する内部モデル方式をいう。次条において同じ。）を用いるトレーディング・デスクに関する承認の申請をすることができる。

2 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、適用日前においても、新商中告示

第二百五十四条の五の規定の例により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認は、適用日において第二百五十四条の五の規定によりされたものとみなす。

（商工組合中央金庫における内部モデル方式の承認申請に関する経過措置）

第五条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする商工組合中央金庫について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百五十四条の四」とあるのは「第二百五十五条の二」と、「内部モデル方式に係るトレーディング・デスク」とあるのは「内部モデル方式」、同条第二項中「第二百五十四条の五」とあるのは「第二百五十五条の三」と、と読み替えるものとする。

（商工組合中央金庫における損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に係る経過措置）

第六条 内部モデル方式採用金庫（新商中告示第一条第十号の三に規定する内部モ

デル方式採用金庫をいう。)は、新商中告示第二百五十八条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、適用日から起算して一年を経過するまでの間は、損益要因分析テスト(新商中告示第一条第八十七号に規定する損益要因分析テストをいう。)において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。